五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の高揚と地域防災力の強化を図るため、地域 住民が組織した防災組織が行う防災活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付す るものとし、その交付に関しては、五泉市補助金交付規則(平成18年1月1日規則 第48号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防災組織」とは、町内会及び集落等の団体が、地域活動の一環として自主的な防災活動を行うために設置した組織をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 設立に対する補助の対象となる事業は、地域の防災活動に必要となる別表 1に掲げる事業とする。
- 2 活動に対する補助の対象となる活動は、別表2に掲げる活動とする。
- 3 別表2に掲げる活動のうち、五泉市が認定した「五泉市防災リーダー」が講師 等として参加する活動とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、防災組織が行う補助対象事業の実施に必要な経費とする。

(補助金の額)

- 第5条 設立に対する補助金の額は、前条に定める経費とし、組織割として1組織 あたり100,000円、世帯割として1世帯あたり1,000円を加算した額で、上限を 300,000円とする。
- 2 前項の補助金の交付は、1組織あたり原則1回限りとする。ただし、平成25年3 月31日以前に補助金交付を受けた組織で、限度額までの補助金交付を受けていない場合は、申請できるものとする。
- 3 活動に対する補助金の額は、前条に定める経費の2分の1以内の額とし、上限 を20,000円とする。
- 4 第3条第3項の活動に対する補助金の額は、前条に定める経費の2分の1以内の額とし、上限を30,000円とする。ただし、ひとつの活動に対し「五泉市防災リーダー」が複数で参加した場合あっても、上限額は同額とする。
- 5 前2項の補助金の交付は、1組織あたり1年度1回までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする防災組織(以下「補助事業者」という。)は、

五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

- 第8条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、事業計画書の内容に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、五泉市防災組織づくり支援事業変更(中止)承認(及び補助金変更交付)申請書(第3号様式)により市長に申請し、承認を受けなければならない。この場合において、事業計画書の内容の変更にあっては、当該変更が確認できる書類を添付しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により事業者から申請があったときは、速やかに五泉市防 災組織づくり支援事業変更(中止)承認(及び補助金変更交付)通知書(第4号 様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、事業を完了したときは、速やかに五 泉市防災組織づくり支援事業実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければ ならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があったときはこれを審査し、事業が適正に実施されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、五泉市防災組織づくり支援事業補助金額確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第11条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた補助事業者は、五泉市防災組織づくり支援事業補助金請求書(第7号様式)を市長に提出するものとする。 (補助金の交付の取消し等)
- 第12条 市長は、補助事業者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の 決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めその返還を命ずることができる。

(資機材等の適正な管理)

第13条 補助事業を実施した補助事業者は、補助を受けた資機材等を善良な管理者 の注意をもって適正に維持管理するものとし、これを第三者に譲渡してはならな い。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

(施行期日)

- この要綱は、平成19年 4月20日から施行する。
- この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 4年 1月29日から施行する。
- この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- (この要綱の失効)
- この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

	区分	物 品 名 等				
	情報収集伝達用具	ハンドマイク、携帯型無線機、携帯ラジオ、広報用 ピーカー等				
防災資機	初期消火用具	消火器、街頭設置用消火器、消火バケツ、ホース等				
	救出活動用具	ヘルメット、防塵メガネ、懐中電灯、大バール、大ハンマー、可搬式発電機、投光器、コードリール、ロープ、はしご、鉄線カッター、チェーンソー、リヤカー等				
材等の 整備事業	救護活動用具	担架、救急セット、毛布、シート、テント等				
正洲 尹禾	給食給水用具	炊飯設備、かま、なべ、テント、ポリタンク、移動式 コンロ、非常食、飲料水等				
	その他資機材	腕章、防災服、簡易トイレ、軍手、収納庫、防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、土のう、杭、救命胴衣、等 その他防災上有効なものとして市長が認めるもの				
	啓発活動	防災意識の向上を目的とする活動に要する経費 ・普及啓発用ポスター、パンフレット、チラシ等の日 刷費、資料・テキストの購入費等				
	研修活動	防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に 要する経費 ・講師謝礼、参加費、資料購入費、事務用品費、印刷 費等				
地域防災活動事業	その他	組織の活動に必要な経費 ・事務用品費等 町内ネットワークづくり、地域防災マップづくり、災害 時要配慮者名簿づくり等に要する経費 非常食等の更新に必要な経費 防災訓練(避難訓練)に必要な経費のうち、資機材購入 費を除いた経費 ・消耗品費、燃料費、チラシ等の印刷費、保険料等 その他防災上有効なものとして市長が認めるもの				

[※] 非常食の以外での飲食に係る費用は対象外とする。

別表2 (第3条第2項関係)

区 分	内 容 等		
	防災意識の向上を目的とする活動に要する経費		
啓発活動	・普及啓発用ポスター、パンフレット、チラシ等の印		
	刷費、資料・テキストの購入費等		
	防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に		
加收江新	要する経費		
研修活動	・講師謝礼、参加費、資料購入費、事務用品費、印刷		
	費等		
	組織の活動に必要な経費		
	・事務用品費等		
	町内ネットワークづくり、地域防災マップづくり、災害		
	時要援護者名簿づくり等に要する経費		
その他	非常食等の更新に必要な経費		
	防災訓練(避難訓練)に要する経費のうち、資機材購入		
	費を除いた経費		
	・消耗品費、燃料費、チラシ等の印刷費、保険料等		
	その他防災上有効なものとして市長が認めるもの		

[※] 非常食の更新以外での飲食に係る費用は対象外とする。

年 月 日

五泉市長 様

(申請者) 団 体 名
 住 所
 代表者氏名
 電話番号(-)

年度五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付申請書

五泉市防災組織づくり事業補助金の交付を受けたいので、五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

総事業費		円
対象事業費		円
	組織割	円
設立補助金の 交付申請額	世帯割 1,000円× 世帯	Н
	交付済額 (控除)	円
	合計もしくは上限	円
活動補助金の 交付申請額	補助対象経費×1/2もしくは 上限	円
五泉市防災リーダー (講師等で参加)	氏名	登 録 番 号

- ※設立補助金の交付申請額の上限は300,000円とする
- ※活動補助金の交付申請額の上限は20,000円とする。
- ※五泉市防災リーダーが講師等で参加した場合、活動補助金の交付申請額の 上限は30,000円とする。
- 2 補助事業の完了予定年月日

年 月 日

添付書類

- (1) 防災組織の概要・事業計画書・収支予算書
- (2) 見積書(写)その他補助対象経費の内容が確認できる資料
- (3) その他、市長が必要と認める書類

防災組織の概要

組織の名称(町内会・集落名)	(町内会・集) 年	月	日		
代表者氏名						
代表者住所	〒 五泉市 TEL		F	AX		
組織内世帯数	(世帯人)	活動地域			

事業(計画・報告)書

(単位:円)

業目的						
防災資機材等の整備事業						
(B)	備考					
円						
円						
円						
円						
円						
円						
円						
円						
円						
	<u> </u>					
	備考					
円						
円						
円						
円						
	円 円 円 円 円 円 円 円					

収支(予算·決算)書

○収 入	(単位:円)			
項目	予算額	決算額	備考	
合 計				

 文出
 (単位:円)

 項目
 予算額
 決算額
 備 考

 合計
 合計

 五総第
 号

 年 月 日

様

五泉市長

年度五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで補助金交付申請のあった五泉市防災組織づくり支援事業について、五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付(不交付)の決定をしたので通知します。

記

1 補助金の交付決定額(不交付の理由)

2 交付の条件

- (1) この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。
- (2) 事業の実施に当っては、五泉市補助金交付規則及び、五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

日

五泉市長 様

 (申請者)
 団 体 名

 住 所
 代表者氏名
 (印)

 電話番号(-)
 (日)

年度五泉市防災組織づくり支援事業変更(中止)承認 (及び補助金変更交付)申請書

年 月 日付け、五総第 号で補助金の交付決定通知のあった 五泉市防災組織づくり支援事業について、下記のとおり事業計画を変更(中止)したいので、 五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

(なお、これに伴う補助金

円の追加(減額)交付を併せて申請します。)

記

- 1 補助金増減額
 円

 2 変更 (中止) 予定年月日
 年
 月
 日
- 3 変更内容

区分	□変更 □中止
理由	

添付書類

変更内容が確認できる書類

五総第 号

年 月 日

様

五泉市長

年度五泉市防災組織づくり支援事業変更(中止)承認 (及び補助金変更交付) 通知書

年 月 日付けで事業計画変更(中止)承認申請のあった五泉市防災組織づくり支援事業について、下記のとおり事業計画の変更(中止)を承認したので通知します。 (また、 年 月 日付け五総第 号で交付決定した補助金交付決定額 円を 円に変更交付決定したので通知します。)

記

1 変更(中止)内容

年 月 日付けによる事業計画変更 (中止) 承認 (及び補助金変更交付) 申請書に記載のとおり

年 月 日

)

五泉市長 様

(申請者) 団 体 名

住 所

代表者氏名

電話番号(-

年度五泉市防災組織づくり支援事業実績報告書

年 月 日付け、五総第 号で補助金の交付決定通知のあった五泉市 防災組織づくり支援事業が完了したので、五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付要綱 第9条の規定により報告します。

記

1 交付決定額

2 補助事業完了年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の領収書の写し
- (4) その他必要な書類

 五総第
 号

 年 月 日

様

五泉市長

年度五泉市防災組織づくり支援事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった五泉市防災組織づくり支援事業について、五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付規則第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付決定額	円
確定額	円

年 月 日

五泉市長 様

 (申請者)
 団体名

 住所代表者氏名
 印

 電話番号(-)

年度五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け、五総第 号で補助金の額の確定通知のあった五泉市 防災組織づくり支援事業について、五泉市防災組織づくり支援事業補助金交付要綱第11条 の規定により補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額

円

2 振込先

金融機関名		銀行•農協	支店名	
口座種別	普通 •	当座	口座番号	
フリガナ				
口座名義				